

業務委託1者特命随意契約結果一覧（平成30年7月～平成30年9月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
1	キャリアデザイン研修 (第1期・第2期)業務	株式会社行政マネジメント研究所	H30. 8. 1	1, 923, 240	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
2	平成30年度住民情報システム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30. 9. 13	9, 585, 000	対象となるシステムの改修は、本システムを開発し、プログラム著作権を有する日本電気株式会社でなければ対応することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2724)
3	公有財産売却業務	東急リパブル株式会社 ソリューション事業本部	H30. 7. 13	22, 955, 000	公有財産売却業務を民間事業者へ委託し、専門的なノウハウを活用することで、売却件数の増加、公有財産売却の競争性を向上させるとともに、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的に公募型プロポーザルを行った。当該公募型プロポーザルにおいて、左記の相手方を最も優れた企画提案を行った者として特定し、提案に関する見積合せの結果、受託事業者として決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話：053-457-2276)
4	浜松市固定資産税土地評価支援業務	一般財団法人日本不動産研究所 浜松支所	H30. 7. 27	76, 636, 800	本業務を遂行するためには、固定資産税評価に係る知見・経験を有し、浜松市内の地価動向を把握している必要があることから、相手方選定のため、参加要件を設けた公募型プロポーザルの手法を取った。その結果、プロポーザル評価委員会において、十分な評価点を得て最適とされた相手方と契約をしたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 資産税課 (電話：053-457-2629)
5	ブラジル出張にかかる専用車手配及び運用業務	株式会社JTBF法人事業本部 浜松支店	H30. 7. 9	1, 782, 000	ブラジル出張のための渡航に関する手配業務(航空券、宿泊など)を4者(JTB、日本旅行、近畿日本ツーリスト、東部トップツアーズ)見積もり合わせの結果、(株)JTBF法人事業本部浜松支店に依頼することになった。(株)JTBF法人事業本部浜松支店(旧(株)JTBF中部浜松支店)は、平成28年度以降、渡航手配業務とブラジル訪問時の専用車両手配及び運用業務を請け負っている。両業務を一体的に行い、安全かつ確実に業務管理ができるのは、(株)JTBF法人事業本部浜松支店のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
6	ブラジルパラリンピック委員会との「東京2020パラリンピック競技大会のための事前合宿に関する協定書」締結のための支援業務	石川 エツオ	H30. 7. 9	2, 157, 840	今回の所期目的を達成するためには、ブラジルオリンピック委員会・パラリンピック委員会また競技団体との密接な関係と幅広い人脈、さらにブラジル現地での情報収集力、調整交渉力が求められる。これまでの事前キャンプ誘致活動におけるブラジル訪問、ブラジル諸団体の浜松市訪問に同行し、培った信頼関係と経験を有し、本市の誘致・支援活動への専門的アドバイスを行うブラジルホストタウンアドバイザーである石川エツオ氏以外の人材はいない。よって、特命により契約を行う。なお、石川エツオ氏は、ブラジル総領事の顧問弁護士であり、浜松市のやらまいか大使でもある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
7	生活保護基準の改定に伴う生活保護システム改修業務	富士通株式会社 浜松支店	H30. 7. 20	10, 605, 600	本システムは指名業者が開発し、著作権を有するパッケージソフトであるため、本業務のような大規模改修については、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
8	アグレミーナ浜松と連携したCOOL CHOICE普及啓発業務	株式会社AGREY	H30. 7. 31	2, 739, 999	今回の業務は、アグレミーナ浜松の試合会場での普及啓発や所属選手を広告塔とした普及活動を行う業務である。株式会社AGREYは、チーム・アグレミーナ浜松の運営や選手の管理を行っている唯一の業者であり、本業務は指名業者以外の実施は不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 環境政策課 (電話：053-453-6146)
9	プレス浜松と連携したCOOL CHOICE普及啓発業務	一般社団法人プレス浜松	H30. 7. 31	2, 733, 480	今回の業務は、プレス浜松の試合会場での普及啓発や所属選手を広告塔とした普及活動を行う業務である。一般社団法人プレス浜松は、チーム・プレス浜松の運営や選手の管理を行っている唯一の業者であり、本業務は指名業者以外の実施は不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 環境政策課 (電話：053-453-6146)
10	浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改定支援業務委託	株式会社建設技術研究所 静岡事務所	H30. 9. 20	9, 849, 600	市の業務委託・賃貸借登録業者の中から、3028：計画策定・統計業務に登録をしている者を対象とした公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 環境政策課 (電話：053-453-6146)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
11	シティマラソンと連携したCOOL CHOICE普及啓発業務	株式会社中日アド企画	H30. 9. 28	2, 494, 800	本業務は、浜松シティマラソンの会場を中心にクールチョイスの普及啓発活動を行う業務である。シティマラソンは、実行委員会主催の事業であり、今年度の広報・イベント部門については、株式会社中日アド企画が受託している。そのため、指名業者はシティマラソンと一体となった啓発活動を実施できる唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 環境政策課 (電話：053-453-6146)
12	PCB使用安定器掘起し調査業務	株式会社ゼンリン 浜松営業所	H30. 9. 19	9, 949, 998	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 産業廃棄物対策課 (電話：053-453-6110)
13	監視制御システム点検業務	天方産業株式会社	H30. 7. 31	13, 910, 400	当工場の監視制御システムは㈱日立製作所製のものを導入している。交換部品の確実な調達とコンピュータシステムの安全かつ速やかな点検作業を行い、作業後の性能保証が担保されるのは、メーカー特約店のみである。このうち、浜松市に業務委託登録のある業者は、天方産業株式会社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680)
14	はままつトライアルオフィス運営事業	株式会社エージェンシー シーヌギタ	H30. 8. 10	9, 578, 682	公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、株式会社エージェンシーシーヌギタを委託先として決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
15	平成30年度まるごとにつぼん「浜松フェア」開催業務	株式会社47PLANNING	H30. 8. 1	2, 387, 000	契約先企業は、「まるごとにつぼん浅草につぼん区」の運営事務局を務めており、地域と食に特化したイベントを企画から運営まで一貫して行うことを主業務としている企業であり、これまでの浜松フェアの企画並びに運営についても随意契約にて委託してきた経緯がある。また、当該施設でのイベント実施にあたっては、施設運営事務局たる当該企業従業員配置が義務付けられているなど、当該企業との調整のみならず制約も多く、実質的に他の事業者による受託は難しく、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2285)
16	平成30年度首都圏ベンチャーフォーラム等開催事業業務委託	伊藤忠ファッションシステム株式会社	H30. 7. 4	5, 441, 040	企画提案応募者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価・検討し、企画提案書が特定された事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：03-3556-2788)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
17	全国プロモーション及びメディアリレーション業務	株式会社アサツデー・ケイ	H30.7.4	24,980,400	公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
18	マリンスポーツ等動画制作及び発信業務	株式会社SBSメディアビジョン	H30.7.2	4,998,240	公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
19	浜松市魅力発信拠点施設(仮)管理運営業務	株式会社SBSプロモーション 浜松支社	H30.7.2	89,078,000	公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
20	平成30年度 浜松市農業振興支援システム改修業務	株式会社フジヤマ	H30.9.3	1,425,600	システム改修などの仕様書に示す内容が、システムを開発した株式会社フジヤマ以外は、技術的に対応不可となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 農業振興課 (電話：053-457-2332)
21	平成30年度 農地情報公開システム入力支援にかかる農地台帳システム改修業務委託	株式会社フジヤマ	H30.9.10	2,419,200	システム改修などの仕様書に示す内容が、システムを開発した株式会社フジヤマ以外は、技術的に対応不可となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 農地利用課 (電話：053-457-2836)
22	平成30年度 浜松市歴史まちづくり基本方針策定業務	株式会社創建 静岡支店	H30.7.26	11,880,000	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 土地政策課 (電話：053-457-2642)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
23	天竜浜名湖線沿線緑化事業	天竜浜名湖鉄道株式会社	H30. 9. 19	30, 720, 000	事業の対象となるのは鉄道営業線の近接地であり、天竜浜名湖鉄道株式会社以外に事業を実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 交通政策課 (電話：053-457-2910)
24	平成30年度道路維持修繕国交付金事業（防災・安全交）（一）館山寺弁天島線（浜名湖大橋）外PCB廃棄物収集運搬処分業務	株式会社大洋サービス	H30. 9. 11	16, 038, 000	平成29・30年度の競争指名入札参加資格（3002 廃棄物関係業務委託（収集・運搬）、3003 廃棄物関係業務委託（処理業務））の認定を受けている者の中で、PCB廃棄物の収集運搬及び処分許可を受けた事業者2者の内、鉛含有が30, 000mg/kgを超過するPCB廃棄物の処分可能な事業者は、株式会社大洋サービスのみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
25	警備保障業務 その1	総合警備保障株式会社 浜松支社	H30. 9. 18	75, 385, 680	業者が代わった場合には、172の小中学校及び幼稚園施設の機器の取外し等の撤去及び再設置作業に要する期間・費用が多くかかり長期にわたり未警備状態が発生してしまう。機器の撤去及び設置工事に伴い、壁・天井等施設にダメージを与えるとともに工事が長期化することで、学校運営上支障をきたす恐れもある。また、現在の警備は電話回線を利用して異常があった場合には警備会社へ異常信号を送るシステムとなっているため回線切替が必要となりその作業にも相当日数がかかる。平成24年度、全ての幼稚園に防犯カメラを設置したが本契約で警備を行っている幼稚園においては総合警備保障㈱製品のカメラを設置しているため、機器異常による警備ができなくなる（他社の警備機器への接続ができないため）。以上のことより、学校の安全及び運営に支障なく、かつ施設にダメージを与えずに警備を行うことができる者が、総合警備保障株式会社の他にないため随意契約する (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話：053-457-2403)
26	警備保障業務 その2	セコム株式会社 浜松統轄支社	H30. 9. 18	13, 996, 800	業者が代わった場合には、27の小中学校及び幼稚園施設の機器の取外し等の撤去及び再設置作業に要する期間・費用が多くかかり、長期にわたり未警備状態が発生してしまう。機器の撤去及び設置工事に伴い、壁・天井等施設にダメージを与えるとともに工事が長期化することで、学校運営上支障をきたす恐れもある。また、現在の警備は電話回線を利用して異常があった場合には警備会社へ異常信号を送るシステムとなっているため回線切替が必要となりその作業にも相当日数がかかる。平成24年度、全ての幼稚園に防犯カメラを設置したが、本契約で警備を行っている幼稚園においてはセコム㈱製品のカメラを設置しているため、機器異常による警備ができなくなる（他社の警備機器への接続ができないため）。以上のことより、学校の安全及び運営に支障なく、かつ施設にダメージを与えずに警備を行うことができる者が、セコム㈱の他にないため随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話：053-457-2403)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
27	浜松市立小中学校訪問看護業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H30. 8. 27	2, 235, 600	委託先については、学校を安心して過ごせる環境とするため、医療的ケアを受ける児童及びその保護者と信頼関係ができていないこと、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。上記を満たす委託先は、当該児童の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかなく、その性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約（一者特命）とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 指導課 (教育総合支援センター) (電話：053-457-2428)
28	浜松市水道地理情報管理システムデータ更新業務	株式会社管総研 東京支店	H30. 8. 30	6, 156, 000	システムの設定変更を伴う作業があることから、本システムを開発し、プログラム著作権を有する管総研でなければ対応することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話：053-474-7411)
29	平成30年度 原委第10号常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ機工株式会社 中部営業所	H30. 7. 31	2, 527, 200	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
30	平成30年度 原委第16号常光浄水場配水ポンプ電動機分解点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	H30. 8. 29	1, 944, 000	点検後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
31	平成30年度 バルブ・ゲート（緊急遮断弁）設備保守点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス 静岡出張所	H30. 7. 26	2, 592, 000	バルブ・ゲート（緊急遮断弁）は地震発生時に配水池の水を一定量確保するための設備であり、その特殊な性質のため、開発・製造メーカー以外では適切な保守管理ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 2 号該当)	上下水道部 天電上下水道課 (電話：053-922-0035)
32	浜松市中区鴨江三丁目市有地がけ面対策工事に伴う発注者支援業務委託	一般社団法人ふじのくにづくり支援センター	H30. 7. 31	3, 402, 000	業務内容には、後の工事発注における設計額の積算等が含まれるため、一般業者では情報漏洩等に関する守秘義務が課せられないことから、公共性の高い団体として静岡県土地公社、静岡県道路公社及び静岡県住宅公社を母体とする一般社団法人ふじのくにづくり支援センターとの随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 区振興課 (電話：053-457-2210)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
33	平成30年度伝統文化支援事業業務	雄踏歌舞伎保存会「万人講」	H30. 7. 2	1, 600, 000	雄踏歌舞伎保存会「万人講」は、雄踏歌舞伎「万人講」に関する知識・技術・経験を有し、地域の伝統文化の保存継承・普及に努めている唯一の団体であり、当該業務を行えるのは当団体のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
34	浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室事業業務(第2クール)	医療法人社団和恵会	H30. 9. 10	1, 264, 680	この事業は虚弱高齢者を対象に行うものであり、疾病を有する高齢者の参加もあることから、トレーニング中の事故や急病に対応できる医師を有する機関であることが必要である。また、トレーニングの専門知識を有する理学療法士や看護師等専門職の従事や、事業を安全に実施するための会場スペース(概ね3㎡/人)の確保できる機関は限られているため、事前調査により、実施が可能な機関と判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
35	平成30年度 地域力向上事業 南区サッカーでつなぐ親子ふれあい事業実施業務	南区ふれあいサッカー事業実行委員会	H30. 8. 1	2, 160, 000	当業務は、市民協働による地域社会の実現に貢献できる人材の育成を図ることを目的としており、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	南区 健康づくり課 (電話：053-425-1590)
36	平成30年度 浜松市道路施設の維持管理に関する技術支援業務	一般社団法人日本建設機械施工協会	H30. 7. 4	4, 212, 000	当該業者は、道路施設全般について調査・設計から施工までの豊富な経験や知識を有し、官公庁等が設置する公共土木施設の調査・研究に関する各種委員会において数々の技術支援を行っている者である。また、県内に研究所があるため、道路施設の点検・診断や修繕等に関する緊急時の要請に対して対応が可能であり、浜松市の地理地勢にも通じているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2647)